

結核児童療育給付事務取扱要領

第1 療育給付の一般的事項

1 目的

療育の給付は、長期の療養を必要とする結核にかかっている児童(以下「結核児童」という。)を、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第20条第4項の規定により指定された病院(以下「指定療育機関」という。)に入院させ、適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給し、且つ児童の療育生活の指導を行い、必要に応じて日用品を支給することを目的とする。

2 給付の普及

療育給付の実施にあたっては、指定療育機関、教育関係諸機関及び福祉事務所、児童相談所等各関係機関に対し協力を依頼するとともに、各関係機関相互間の連絡を緊密にし、この事業が円滑に行われるよう努力するものとする。

3 給付の対象

療育の給付は、結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めた者を対象とする。

4 給付の種類

(1) 医療に係る療育の給付(以下「医療給付」という。)は、法第20条第3項の各号に掲げるものであり、現物給付を原則とする。ただし、やむを得ない事情がある場合にのみ、現物給付に代えて、その費用を支払うものとする。

(2) 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付の対象として差し支えないものとする。

(3) 学習に必要な物品(以下「学習用品」という。)の範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含まれるものとする。

(4) 療育生活に必要な物品(以下「日用品」という。)の範囲は、児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子供新聞、教養図書、手工(芸)材料、玩具等のほか、必要に応じて身の回り品、下着等も含まれるものとする。

5 指定療育機関

(1) 療育の給付は、指定療育機関に委託して行うものとする。

(2) 指定療育機関としては、結核の専門的治療を行い得ることはもちろん、小児専用の結核病棟又は病室を有し、児童の生活上の指導を行い、且つ、入院した児童が義務教育を受け得るように養護学校若しくは、特殊学級が病棟若しくは病室に近接する場所に設置され、又は教員の派遣が行われている病院が指定されるものである。

(3) 指定の基準は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第23条の規定によるものとする。

(4) 指定の申請は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。)第11条の規定に基づき、指定療育機関指定申請書(第1号様式)により行うものとする。

第2 給付の申請

給付の申請は、規則第10条に定めるところによるが、その具体的処理は次による。

1 給付の申請は、浜松市児童福祉法施行細則(平成8年浜松市規則第53号。以下「細則」という。)第1号様式による療育医療給付申請書により、児童の親権を行う者又は後見人(以下「申請者」という。)が本人に代わって行うものとする。

2 申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 指定療育機関の担当医師(以下「担当医師」という。)の記載した療育給付意見書(第2号様式)

(2) 前号の担当医師が補装具を必要と認めた児童にあつては、補装具製作者の作成した見積書

(3) 就学児童にあつては、その学校長の発行する就学証明書

(4) 世帯調書

(5) 児童の属する世帯の階層区分の認定できる書類

第3 給付の決定

1 市長は、申請者より給付申請書の提出があつたときは、30日以内に給付するか否かを決定するものとする。

2 給付する旨の決定をしたときは、規則第10条第2項の規定による療育券を申請者に交付し、かつ療育券に記載した指定療育機関にその旨を通知する。また、給付を行わないことを決定したときは、速やかにその理由を明らかにして、申請者に通知するものとする。

第4 給付に関する事項

1 療育の給付は、療育券を指定療育機関に提出して受けるものとする。

2 療育券の取扱い

(1) 療育券の有効期限を、療育の給付の終了期限とする。

(2) 療育券の有効期間の延長を必要とする場合の申請は、担当医師がその理由を具体的に記載した意見書と療育券を添えて、第2に準じて行なうものとする。なお、この場合、申請書上部欄外に「継続」と朱書するものとする。

(3) 申請者は、療育の給付の継続中、扶養義務者の収入等に著しい変動を生じた場合又はその世帯構成等に変動を生じた場合等には、速やかにその旨を、療育券及びその他関係書類を添付して、市長に届出なければならない。

(4) 市長は、(3)の届出があつたときは、速やかにその内容を審査し、第3に準じて処

理するものとする。

3 看護及び移送の取扱い

- (1) 付添看護は、本人の症状が重篤であって、医師又は看護師が常時監視して、随時適切な処置を必要とする場合に限り承認するものとするが、看護料の支給はできるだけ避けるものとする。なお、この取扱いは「看護の給付の取扱いについて」(昭和26年10月10日保発第75号厚生省保険局長通知)及び「看護料の算定基準について」(昭和35年9月13日保発第62号厚生省医療課長通知)に定めるところによる。
- (2) 移送費の支給は、本人が歩行困難等により必要と認められる場合に限り支給するものとし、その額は必要と認められる最小限度の実費とする。なお、介護者が必要と認められる場合は、付添人の移送費についても支給するものとする。
- (3) 看護料及び移送費の支給申請は、看護移送承認申請書(第3号様式)により行なうものとする。なお、申請は緊急その他やむを得ない事由の場合を除いて、事前に行うものとする。
- (4) 看護料及び移送費の給付を承認したときは、看護移送支給承認書を交付する。
- (5) 看護料及び移送費の請求は、申請者が看護移送支給承認書、担当医師の証明書及び関係書類を添付して市長に請求するものとする。
- (6) 費用の支給は、市長の承認したものに限るものとし、直接申請者に支給する。

4 補装具の取扱

- (1) 療育の給付を承認した児童のうち、担当医師の意見書により、市長が補装具の装着を必要と認める者については、補装具交付券を交付する。
- (2) 補装具は、補装具交付券に記載された補装具製作者において交付を受け、担当医師の指導のもとに装着しなければならない。
- (3) 補装具製作費の請求は、申請者が担当医師の補装具装着証明をした補装具交付券及び関係書類を添付して市長に請求するものとする。
- (4) 費用の支給は、直接申請者に支給する。

5 学習用品の取扱い

- (1) 義務教育を必要とする児童のうち、担当医師の意見書により、市長が必要と認める者に対し、学習用品を給付する。
- (2) 指定療育機関は、療育券を受理した者のうち、学習を必要と認める児童については、必要な学習品の内訳書を作成し、市長に提出するものとする。
- (3) 指定療育機関が、学習用品の交付を受けたときは、確認のうえ、受領書を市長に提出するとともに、学習用品の管理台帳等を備え付け、児童に対する学習用品の交付状況を明確にしなければならない。

6 日用品の取扱い

- (1) 市長は、指定療育機関の医師、保母、看護師等の意見を聞き、必要と認める者に

対し、日用品を支給する。

(2) 指定療育機関は、療育券を受領した者のうち、日用品を必要と認める児童について、必要な日用品の内訳書を作成し、市長に提出するものとする。

(3) 指定療育機関は、日用品の交付を受けたときは、確認のうえ、受領書を市長に提出するとともに、日用品の管理台帳を備え付け、日用品の交付状況を明確にしなければならない。

第5 医療費の審査及び支払いに関する事務

指定療育機関における療育の給付に係る診療報酬の請求、審査及び支払に関する事務は、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

なお、いわゆる公費負担医療に関する費用の請求に関して、次に掲げる省令及び関連通知が出されており、療育の給付に係る診療報酬に関する事務についても適用されるものである。

(1) 「療養の給付、老人医療及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和51年8月2日厚生省令第36号)

(2) 「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」(昭和49年4月17日厚生省令第13号)

(3) 「健康保険等の療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求事務の簡素化の実施に伴う育成医療等公費負担医療の取扱いについて」(昭和51年8月7日児発第553号厚生省児童家庭局長通知)

(4) 「療養取扱機関の療養の給付に関する費用の請求及び療養取扱機関の老人医療費の支払の請求に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う育成医療費等公費負担医療の取扱いについて」(昭和49年9月27日児発第618号厚生省児童家庭局長通知)

第6 徴収額の決定及び徴収

法第56条第2項の規定により本人又はその扶養義務者から徴収する額は、児童の属する世帯の前年分の所得税額等に応じて月額によって決定するものとし、その徴収月額は細則別表第2により算定した額とし、その額については療育券の該当欄に記載するものとする。

第7 結核予防法及び社会保険各法との関連事項

療育の給付を受ける児童が、結核予防法による費用負担を受ける者である場合及び社会保険各法による被保険者、組合員又は被扶養者である場合は、それぞれ結核予防法及び社会保険各法による負担及び給付が優先して行なわれるため、これらの法律により給付を受けた残りの部分について療育の給付の対象とする。ただし、生活保護法の医療扶助には、優先して行なうものとする。

第8 その他

- 1 療育の給付を終了した児童が、症状が固定し、身体に機能障害が残った場合には、症状に応じて育成医療の給付を行い又は肢体不自由児施設入所措置をとるものとする。
- 2 療育の給付を終了した場合は、速やかに療育券を市長に返還しなければならない。
- 3 療育券の交付を受けた者が、給付を受けない場合、又は中止した場合は速やかに療育券を市長に返還しなければならない。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式

指定療育機関指定申請書

児童福祉法第20条第4項の規定による指定療育機関の指定を受けたく、別紙図画を添付し、次のとおり申請する。

平成 年 月 日

(あて先) 浜松市長

病院開設者 住所
氏名

印

| | | | | | | |
|------------------------------------|----------------------------|---------------------|----------------------------|---------------------|------------|----|
| 病院の名称 | | 病院の所在地 | | | | |
| 標榜している 診療科名 | | 診療を担当しようとする結核の種別(1) | | 骨関節結核 骨関節結核以外の結核 | | |
| 結核にかかっている児童のみを収容する病室(*2) | 収容定員 | | | 計 | (人) | |
| | 現員 | | | | (人) | |
| 骨関節結核又は骨関節結核以外の結核の診療を主として担当する医師(3) | 診療担当別氏名 | | 診療担当別氏名 | | | |
| | 略歴 | | 略歴 | | | |
| | (注)常勤、非常勤の別及び非常勤の場合は月間勤務日数 | | (注)常勤、非常勤の別及び非常勤の場合は月間勤務日数 | | | |
| 療育生活の指導を担当する職員(4) | 保母、看護師、児童指導員別の氏名 | | 保母、看護師、児童指導員別の氏名 | | | |
| | 略歴 | | 略歴 | | | |
| 骨関節結核の診療に必要な | 装具 | ウ 有・無 | | 牽引装置 | 有・無 その他 | |
| 児童の療育生活に必要な設備 | 図書 | | 遊具 | | その他(5) | |
| | 種類 | 冊数 | 種目 | 数量 | 種目 | 数量 |
| | | | | | | |
| 児童の教育に必要な設備 | 学校の名称 | | | | | |
| | 設置又は開始年月日 | | 学級数 | 教員数 | 在籍児童数 | |
| | 小学部 | | 学級 | 人 | 人 | |
| 中学部 | | 学級 | 人 | 人 | | |

第2号様式

| 療育給付意見書 | | | | | |
|---|----|-----|-----------|----------------|----------------|
| 児 童 | 氏名 | | 男・女 | 生年 月日 | 昭和 平成 年 月 日 |
| | 住所 | 浜松市 | | | |
| 病名 | | | 発病 年月日 | 昭和 平成 年 月 日 | |
| 症状 | | | | | |
| これまでに行われた治療 | | | | | |
| 今後の治療方針 | | | | | |
| 治療見込機関 | | | | | |
| 学習を行うについての意見 | | | | | |
| <p>上記のとおり診断する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>指定医療機関 名称 所在地 担当医師名 印</p> | | | | | |

(注1) 病名については、骨関節結核とそれ以外の結核を明確に区別して記入すること。

(注2) 合併症を有する場合には、病名欄に併記すること。

第3号様式

| 看護 承認申請書 移送 | | | |
|---|--|-------|------|
| 児童 | 住所 | | |
| | 氏名 | | 受給番号 |
| 担当医師の意見 | 看護を必要とする期間 | | |
| | 移送 | 移送期間 | |
| | | 移送方法 | |
| | | 移送年月日 | |
| | 看護又は移送を必要と認める理由 | | |
| | 費用見積額 | | |
| | 平成 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 医療機関 所在地 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 名称 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 担当医氏名 印 </div> | | |
| 上記のとおり担当医師の意見を添えて申請します。 平成 年 月 日 (あて先) 浜松市長 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 申請者 住所 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 氏名 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 児童との続柄 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> 電話番号 </div> | | | |